

学生からの成績評価等に関する申し立てに対する対応についての申合せ

平成18年12月11日承認

工学研究科学務委員会

工学部学務委員会

成績評価の正確性を担保するため、学生から成績評価等に関して申し立てがあった場合について、下記の方法により措置する。

1 授業担当教員及び工学部教務係による受付及び訂正

成績評価等について疑義がある場合、学生は授業担当教員へ申し出る。担当教員は、学生が提出した資料、教務係へ報告した成績資料、学生の成績簿の確認を行い、ミス等がある場合は、教務係へ成績修正表を提出する。教務係は、授業担当教員の連絡に基づいて成績データをチェックし、成績訂正等の措置を行った記録を成績修正表に記載して保存する。

2 学科学務委員による相談

成績評価等の疑義に関する問題が、授業担当教員との協議では解消しない場合は、学科学務委員が相談と調停を行う。ただし、授業担当教員が学科学務委員である場合は、学科長がこれを代行する。学務委員（学科長）は、事実確認及び対応方針を決定し、また、必要に応じて授業担当教員と学生の双方から事情を聴取して、解決を図る。成績の訂正等の必要が生じた場合は、経過記録とともに成績修正表を教務係へ提出する。

3 学科における決定

前項で、なお解決できない場合、学務委員は学科に諮り、問題解決のための審議を通じて対応を決定する。この場合の経過は、学科の記録として保管することとする。また、学務委員会の審議事項に関わる場合は、経緯を委員長へ報告し、必要に応じて委員会において審議することとする。成績の訂正等の必要が生じた場合、学務委員は経緯記録とともに成績修正表を教務係へ提出する。

4 上記の措置において問題等が生じた場合は、学務委員長と協議することとする。